

# 産業建設常任委員会記録

令和2年7月2日

【開催日】 令和2年7月2日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時2分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	経済部次長兼農 林水産課長	川崎信宏
農林水産課農林 係長	平健太郎	農林水産課主任 主事	稲葉徹
農林水産課参与	多田敏明		

【事務局出席者】

局長	尾山邦彦	書記	光永直樹
----	------	----	------

【審査事項】 所管事務調査 山陽小野田市地方卸売市場について

---

午前10時 開会

---

中村博行委員長 おはようございます。ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。今日の審査内容につきましては山陽小野田市地方卸売市場についてでございます。最初に先日新たな市場の公募について締切り

が終わったようですので、その経過等々について、まずお聞きをしたい  
と思います。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それでは、市場の卸売業者の募集について御  
報告申し上げます。市場は青果物の流通拠点として必要な施設と考えて  
おります。市が開設者として健全な市場活動をするために、不在であり  
ました卸売業者を公募いたしました。公募期限は6月29日でしたが、  
応募はありませんでした。今後は関係者の方々に現状を説明するための  
説明会を開催し、御意見や御意向をお伺いした中で、今後の方向性を決  
めていきたいと思っております。市といたしましては、青果物の流通拠  
点として市場活動は必要なものとの考えの下、できる限りの協力をして  
まいりたいというふうに考えております。

中村博行委員長 簡単に説明いただいたんですが、これについて質疑のある方。

高松秀樹委員 応募がなかったということで、これからどうするのかって、今  
の説明では全く分らないのですよ。聞いて考えますっていうんじゃなく  
て、そんなもの最初から考えているっていうのが一般的だと思うんです  
けど、その辺は現実路線としてはどういう形になりそうなんですか。つ  
まり再び再公募していく予定なのかどうなのか。お願いします。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今後の方向性でございますが、まず再公募す  
るかどうかということでございますが、まず今回、募集をした要件につ  
きましては法人であること、それから卸、仲卸、売買参加者のいずれか  
の経験が3年以上であること、代表者のほか従業員が3名以上であるこ  
とが主な要件となっております。この要件は市場を健全に運営するた  
めはかなり低い要件ではないかというふうに考えております。また募集期  
間につきましても、5月15日から6月29日までの46日間であり、  
この期間設定が応募できないという理由ではないというふうにも考えて  
おります。以上のことから再募集については市としては考えておりませ

ん。よって今後の市場の活動の継続については、関係者の方の御意見を聞きながら進めていきたいというふうに思っております。

河口経済部長 ちょっと補足をさせていただきますが、基本的には今次長が言いましたように、再募集は考えてないというような状況でございますが、これを公設で市が開設者として実施しておりますけども、基本的には今度は民間の皆さんでここを活用していただくことができるかどうかということが大きな点になろうかなというふうに思っておりますので、基本的には先ほど申しましたように、皆さんに当然この現状を説明する中で、今後、民間の皆さんによって、今、利用していただいている方ですけども、この方々がどういうふうに考えておられるかということをまず聞かないといけないと。希望もあるということも事前にはいろいろ話を伺っているところはありますけども、総意ではございませんのでその辺も含めて、お伺いする中で市としてはその辺の協力をしていきたいというふうに思っております。

高松秀樹委員 再募集は考えてないということは、今のところ従来のような卸を入れる意思はないということだと思います。民間がということになるとこれはどうなるんですか。山陽小野田市卸売市場については、これは廃止されるということ。それともこれは存続して卸のみ民間に委ねる方向性を今検討したということですか。

河口経済部長 今のお話の中で実際はもう21日から、法律が変わりまして、卸がない状況ですので、地方卸売市場ということは名乗ることができないということになっておりますが、今から民間の方が利用されていらっしゃる方も含めてですけども、その方々で卸売するという形を取っていかれるということであれば、民間としての卸売市場として、県の認可を受けて地方卸売市場という形をとっていくという手もありますので、その辺の意思確認も当然していかないといけないということになりますので、その辺の協議をしていきたいということでございます。

高松秀樹委員 今から話をしていくってというのは、具体的にどこのこといつどのよ  
うな話をしていられるのか。今後どうなるのかっていうところが今の話  
聞くと非常に心配よね。それをちょっと答えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 まず先ほど申しました説明会の開催時期でご  
ざいますが、開催時期については当然説明会で現状報告もいたしますが、  
皆様の御意向も確認をしたいということもある上、ある程度こちらが回  
答を準備しないといけないということもありますので、今月中には開催  
をしたいと思っております。対象者につきましては、今実際に市場を利用  
しておられる関係者のうち、仲卸業者、売買参加者、それから附属営  
業人で利用しておられる方を対象としたいというふうに思います。

宮本政志委員 ということは民間のほうの意向を聞いて極力、意向に沿って、  
なるべく運営できるように努力をしていこうということでもいいですかね。  
それちょっと確認したいんですけど。

川崎経済部次長兼農林水産課長 当然いろいろな御意見、御意向があるかと思  
いますのでその中で市のできることをできる限り皆様の御意向に沿って  
やっていきたいというふうには考えております。

宮本政志委員 それでいいと思うんです。ですけど、もしそれで民間も駄目  
すとなった場合は、例えば市場そのものを廃止するっていう可能性とか  
お考えをお持ちなんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 お話をお伺いする中で民間の方で民間の主体  
で市場活動をしたいという意見がもしない場合には、市場を閉鎖する  
ということも選択肢の一つというふうに考えております。

宮本政志委員 当然そういうことになれば、これは委員会が違うんでしょうけ  
ど、給食の関係とかも影響してきますけど、そういった背景も全て考慮

して、できるだけ意向に沿って、存続っていう方向で努力されるんですよ。生産者の方もおられますし、いろいろな関わりのある方もおられますし、学校給食もありますので、市場の活動がもし閉鎖になっても我々農林水産課としても地産地消の観点から積極的にその辺は進めていきたいというふうに思っています。

高松秀樹委員 答弁の中にあつた市場活動という言葉使われたんですが、これは卸売という意味ですか。仲卸とか、売買参加者等集めてという話のとは。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市場活動という言葉の意味につきましては今、皆様方からの御要望によってこの内容が変わってくると思うんです。大きく言えば流通の拠点として取引があるとかそういうことでの活動なので、卸とか仲卸とかいうのは皆様方と今後お話をすることによって、方向性が出てくるのかなというふうに思っています。

高松秀樹委員 流通の拠点って、あそこをただの場所として使うってということですか。僕らのイメージは卸を民間に委ねて市場というものが再開されると思うんですけど、今のお話は現在卸がないのでそこで商品の出入れをしているっていう状況でしょ。こういう状況を継続するんですか。それともきちんと今から協議した上で民間の卸を据えて再開していくってということなんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 まず、民間が主体となってやることといたしましては、今の法律に基づきます県の認定を取っての地方卸売市場としての活動があると思います。それとあと認定を取らずに青空市場の大きいやつっていうか、そんな感じの流通っていうのも考えられるのかなと思いますが、これにつきましては前者のほうの認定を取っていただきながらの活動のほうが望ましいのかなというふうに思っておりますが、あくまでもこれは関係者との話の中で進めていくようになろうかと思つて

おります。

高松秀樹委員 認定を取って卸を決めていくというのは前者ですよ。そのときに卸を決定するお話は話をしちゃうんぬんってことですけど、そこで例えば公平性とかはどうやって担保されるつもりですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 公平性については皆様方の意見を聞きながら進めていきたいというふうに思っておりますので、これから業者を選定する中ではその手法について、またこれから検討していかないといけないのかなというふうに思っております。

高松秀樹委員 今の段階で意見を聞きながら言ったらこれ相当先の話になりますよね。既に今の段階でどうしていくんだっていうことが、ここまで発表っていうか報告されないと非常に不安ですよ。こういうことはないと思いますけど、恣意的操作が働いて知らないところでうまい具合に業者が決まっていたっていうのは、やっぱりあってはならないという気がするんで、そこをどういうふうにされるか、今考えていないのかそれとも考えているのか。考えているんならそれをお聞きしたい。

川崎経済部次長兼農林水産課長 業者といいますか民間の方の選定につきましてはこれから皆様方の意見を聞きながら進めていくことです。例えば、公募であるとか随意契約であるとか、条例に基づきます公の施設の指定管理者とかというような方向がいろいろ出てこようかと思うんですが、その辺につきましては皆さん方の意見をお伺いしながら決めていきたいというふうに思っております。

高松秀樹委員 そういうのを決めていくと、そういう説明会も含めて今月中に1回目をやりますと。最終的にきちんとした形になるのは、これいつ頃と思ったらいいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 7月に説明会を開催いたしまして、市といたしましては、ある程度の期限を区切って、例えば9月末、10月末で例えば12月議会の中で上程ができるようなものができたらということもありますし、先ほどの閉鎖であるとかいろいろなことを考えますと長くても3月末なのかなという思いはありますが、あくまでもこれは、皆様方と意見を交わしながら進めていきたいというふうに思っております。

高松秀樹委員 期間も非常に曖昧ですよ。最後の言葉は長くても今年度中には決定していきたいということによろしいんですよ。

河口経済部長 今、次長が申しましたように、7月の近いうちに早目に説明会等も行いまして民間の皆さんのいろいろな御意見、今おられる皆さんがいろいろまた協議をされて、こういうふうな形でやったらいいんじゃないかというのもあるかもしれません。その辺は正直言うと8月いっぱいくらいまでに方向性を出していただく。それからもし方向性が決まれば、そのための準備に入ると。それは民間の皆さんのところとうちとできる限りの協力をしながら進められることをしていくということになります。最終的には遅くてもできるだけ早い時期に、それが決まったら方向性が決まって形も整ったら、もうできることがあれば早目に3月末でなく、卸であれば県のほうの承認も要りますので、その辺の手続も当然、2か月程度要ると思いますので、それも考えながら早い時期にできるということを理想として思っております。

宮本政志委員 ということは今年度末までにもし進まなければ市場そのものは廃止の方向に大きくかじを切っていくというふうな形ですか。何かそう取れるんですけど。

河口経済部長 今言いましたようにまず方向性が皆さんの御意見によって、お話し合いをされるなりで決まると思っております。皆さんの中でこういうふうにしていきたいという御意見の中で決めるにしても、ただ個人であ

ればその人でいいのかどうかという選定もしないといけないというようなこともあります。その方向性が決まれば、当然3月を待たずに開始することができますし、とにかく方向性がまず決まらないと進まないのかなというふうに思っております。

宮本政志委員 ということは3月末必ずそれをもって、市場の閉鎖がどうこうってということじゃなくてということですね。もう一つは、市場と中央青果っていうのは微妙な関係あるんですけど、中央青果の破産には別段今回のこの流れが影響するってことはないんですよ。

河口経済部長 それはないと思っております。

森山喜久委員 若干、執行部の答弁でごっちゃ混ぜになっている答弁があるのかなというふうに思ったんで、公設と民間について今いろいろ言われているんですけど、今回、卸売業者の公募がなかったという形の中で、山陽小野田市の地方卸売市場として存続していく上で市場の関係者を集めて協議をしていくっていう方向性なのか。それとも山陽小野田市の地方卸売市場も例えば民間に移すなり閉鎖するっていうふうな方向性も含めて、皆さん方にお諮りをするのかどういう形の説明会をするのか教えてもらっていいですか。

河口経済部長 基本的にはもう市が開設者となることはないということでございます。ですので名称はちょっと分かりませんが、地方卸売市場という看板については、民間の団体の方がそういう組織ができてそういうやり方を取られたときに県のほうに申請をすることによって、地方卸売市場ということで運営をしていくということになると思いますが、市は今のところは、その施設の管理者ということになろうというふうに思っております。

森山喜久委員 なお、再度確認するんですが、山陽小野田市の地方卸売市場公

設市場としては閉鎖というのはもう市の方針だということによろしいでしょうか。

河口経済部長 そのとおりでございます。

森山喜久委員 今の答弁は市長を含めてもう市としての決定事項ということでしょうか。

河口経済部長 市長にもその旨、話しております。

森山喜久委員 決定した根本的なところは結局この度公募がなかった分をもって、公設市場としては閉鎖するという方向性になったということではないでしょうか。

河口経済部長 今回、公募をした中でよその公募の仕方っていうのはいろいろあったんですけども、市としてはできるだけ応募しやすいような形でやろうということで、応募の要領を作ってやったわけですけども期間は先ほど言いましたけども、期間それからハードルという言い方をすると失礼ですけども、そういうものも少し下げた中でこれは大変難しい事業だったっていうこともあるかもしれませんが、応募がなかったということで今、森山委員が言われましたように、その方向性を出したということでございます。

森山喜久委員 ただ、市としての分で言えば、他の市場の卸売業者とかに例えばそういった卸売業務、山陽小野田市地方卸売市場の卸売業務をやってくれるかという依頼やお願いをする方策とか、今言われたように関係者の方々のほうに今回は3年という縛りがあったからなかなかできなかったと思うんですけど、例えばその関係者の方々に新しい会社を作って、その方々が卸売業務をしていくというやり方、だから、新規に卸売会社を作る、経験者の方々にそういった会社を作る方策と今既存の他の市場

の卸売業者の方々にそういった依頼を掛けるっていう方策は、市としてはできたんじゃないかなと思うんですよね。今回応募がなくても、そういう形の分です市としてその投げかけをしてそれでも駄目であれば、そういうふうなかじの切り方っていうのもあるのかなと思うんですけど、その辺の努力の状況はどうなんでしょうか。

河口経済部長 今言われましたように他の市場での卸売業者の方にもJAも含めてですけども、市としても全てを聞いたわけじゃございませんけども、お伺いをした中ではなかなか難しいと、そういう話は聞いております。今言われましたように民間の皆さんが、3年の経験ということを挙げていましたけれども、さすがに小野田中央青果の状況を見た中で、当然、私は本当に行政というのは素人の人間が例えば役員として、代取として入った中では大変難しい状況だと、ある程度その経験はやっぱり必要ではないかということだろうというふうに思っておりました。ですから、ある程度経験がある方、法人という縛りをしたのは、組織もしっかりしているということも含めて、考えた中で要綱として挙げていたということでございます。

高松秀樹委員 公設市場は廃止なんですか。今廃止ですかって言ったら廃止ですって言いました。公設市場って何をもって公設市場なんですか。そもそも何をもって公設市場って言うんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市が所有者である建物というのが公設市場であります。先ほど部長のほうでお話をさせていただいた、公設市場ということでは、市が所有者である以上は、継続をしていこうかと思いますが市の開設者としての市場活動については今後継続できないと。民間にお話をさせていただきながら進めていくということになるかと思っておりますので、公設市場としては市の所有である以上は続こうかと思っております。

高松秀樹委員 分からないから聞くんですが、開設者ってどういう意味ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市場法で言います県の許可、今で言うと県の認定になるんですけども、そこをどこが出すかっていうところになります。今は市が法律に基づいて申請をして市場を開設をしておりますので、市が開設したということになっております。これは法律に基づくものです。

高松秀樹委員 そうしたらまとめると今の場所は使いますと。卸はもしかしたら民間になるかもしれませんと。こういうことになるんですよね。それと市の関わりって今後どうなっていくんですか。ただ場所を提供しているだけになるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 地方卸売市場の条例がございしますが、これが今度所有者であれば、管理条例というものによって変わっていくのかなというふうに思っています。これも皆さん方と話をしながらその管理条例を制定していく準備を進めていかなければならないのかなと思いますが、その中にどこまで触れていくかということになるろうかと思えます。基本的には使用料であるとかいう管理の基本的なものをそれに盛り込んでいくということになるでしょうけども、もし、民間の関係者とのお話の中で進んでいく場合に、それプラスアルファちょっと条件を付しての条例制定っていうのが出てくるのかも分かりませんが、関係者との話合いの内容によってまた方向性が定まってくるのではないかなというふうに思っています。

中村博行委員長 要は市場は所有はしているけれども、管理者であるのみっていうことですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 基本的な方向性はそうなるかと思えます。土地と建物の所有者ということになるのかなというふうに思えます。

藤岡修美副委員長 執行部もいろいろ調べておられると思うんですけど、全国

的に見て本市が目指す市場の形をやられている事例というのは多いんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 幾つかの例はございます。多いか少ないかが私のほうで御回答できるものではないんですけども、こういう状況があった市場についてはいろいろそこに問合せをしたりとかして、確認をすることもありましたので、こういう状況になっておる市場は全国の中で事例はありました。

藤岡修美副委員長 その現在そういった市場の状況はうまくいっているんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 以前、3月の末に農林水産課職員が事例があったところへ視察に行っているいろいろお話をお伺いしたというところがあります。そこも卸売業者が不在になりまして公募をしたというところでありましたが、今現在は公募期間は終わりました、募集がなかったということでございます。そこについては魚と青果の両方、市場運営をしておられたんですが、青果のほう卸売業者がなくなってっていう事例だったんですけども、そこについては暫定的に期間を区切って市場の閉鎖というようなことを今やっておられます。

岡山明委員 今話を聞くと市場自体が公設民営化という話ですよ。そういう状況の中で今回、今月中に説明会で話し合いをするということで市の立場ってというのはただ単にその所有者としての意見の提言という形で、運営に関わるような話はどうなるんですか。そういう施設の中で今の状況が続くのか、それとも卸売業者が決まるかということがあるけど、市の考え方というか方向性が全く見えんという状況なんです。民営化をする中で市はどういうふうな形を進めるかと。市としての考え方があやふやな部分があるけど、それを明確にしていきたいんですが。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市といたしましては市が開設者として市場の活動はもう継続はできないということが1点でございます。今後については、このままであれば、期限を区切って市場活動の閉鎖ということも選択肢の一つと考えておりますが、先ほどから申しますようにこの市場活動というのは、必要なものという考えの下、皆様方に7月中に関係者の方に説明会を開催いたしまして現状もお話をさせていただき、それから皆様方の考え方や意向もお伺いしながら進めていきますが、先ほど部長が申しましたようにそれにつきましては、一定の期間という中で8月末をめどに皆様方から御意見を聞いていきたいというふうに思っております。それからその話の内容によって、だらだらすることはできませんけれども、お話を進めていきたいというふうに思っております。それでもし皆様方からの民間主体の市場活動ができないというようなことが示された場合には、一定期間をもって市場活動の閉鎖ということになるのかなというふうに思います。

宮本政志委員 そうすると例えば民間に任せた場合は地産地消の取組っていうのも恐らく衰退していくでしょうし、地場産業の推進っていうのも後退していくとは思いますが、そういったことも民間に任すなら致し方ないって方向性なのか。あるいはそれは今後一応計画を持って進めていきますよというのか。どっちなんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 衰退してもしようがないということはないんですが、市が市場の運営について関わるできない方向性になったときには、農林水産課としてその運営をしておられる民間主体のところには協力を求めていくということになるかと思えます。

宮本政志委員 協力を求めるんでしょうけど、民間だから求められても無理ですってなったら、地産地消あるいは地場産業というものに関しては後退していくんで、その可能性も大いにありますよっていうふうな受け止め方でいいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　お願いをしながらやはり経営というものがありますので、それがもし成り立たないということがあれば、その取引については、もう取り扱わないということもあろうかと思っておりますので、その場合には農林水産課としてはお願いをしながら、また地産地消ということでの御協力をほかのところに求めていったりということが必要なのかなと思っております。

森山喜久委員　公設市場として廃止する方法っていうのは私は寝耳に水状態で、実際そういうふうになると思っていませんでした。その中で今口頭で言われても状況は整理できないと思うんですよね。その中でも、実際公設市場として、もしくはその他民間市場として、もしくは第三セクターっていうふうな方策があると思うんですけどそういったところのメリット、デメリットとか、今回の卸売法の改正に伴ってどういうふうに変化していくのかっていう関係、あと3月に行かれたところの資料とかをそういったものを提供していただくことはできないんですかね。

川崎経済部次長兼農林水産課長　御要望がありましたらその内容についてお示しすることは可能でございます。

恒松恵子委員　7月説明会とか8月何とかとかおっしゃったんですが、説明会をして応募があった場合、なかった場合とかのできれば時系列のフローチャートが来年の3月に向けてお示しいただけるとありがたいと思います。

川崎経済部次長兼農林水産課長　先ほど申しましたように説明会について当然皆さん方から御意見、御意向があろうかと思っております。それに答えるための準備もしておりますので、詳細についての工程表等についても今作成中でございます。すぐにお示しはできないんですが説明会に向けてその辺も作成をしておりますので、こちらとしては準備を進めております。それをまた内部でよくたたきながら皆様方にお示しができるのかなと思

っています。

高松秀樹委員 方向性はそういう方向で進むということなんですけど、その場合今言われるとおりの方向行ったときに、結局議案等の議会の関与。どういう議案が出されるのか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 条例になりますが、今の地方卸売市場条例の廃止ということが1点出てくるかも分かりません。それとあわせて、今の市場の管理条例、これの制定というのが出てくるのかも分からないと思います。

中村博行委員長 選択肢がすごくあって、流動的であるという状況なので先ほど恒松委員が言われたように今後何通りかの方法があり得るというものを含めた中でそういうフローを示してきたいというふうに思います。説明会に向けて準備をしているということでもありますので、出来上がり次第、委員会に示していただきたいと思います。説明会等の内容については随時、委員会のほうに報告をしていただきたいというふうに思います。それでは他の意見でも出たんですけども。執行部のほうの考え方はフローで示していただくということで、もっと分かりやすくなるんではなからうかというふうに思っておりますので、この卸売業者の募集についての件については終わります。それでは続いてこれまで委員会として様々な調査した中で、確認あるいはもう一回再度、執行部の考え等々について聞きたいという意見がありますので、それについてこれから伺っていくというふうに思います。早速入っていきますが、まず差入保証金についてでございます。この差入保証金について、要するに報告があったのか。一説には当時の取締役、市の関係者、保証金に係る事業については議事録にもあったんですけども、いいことだと。是非頑張るってというふうな議事録にもあったんですが、差入保証金について報告があったのか、またそれについて了承、了解をされていたのか、これについてお答えください。

河口経済部長 差入保証金についてでございます。初め1,000万円ということと思いますが、これにつきましては平成25年度の決算書で出てきたものでありまして、当時の市としては、議会への行政報告において認識をしたということでございます。それから保証金に関わる事業について、先ほど「いいことだ」ということの話がございましたが、当然、取扱高を維持、それから増大させるためとしてはいいことだというふうには当然思うところでございます。そういう制度がありますから。ただ、保証金の支出の手続について取締役会等に諮ることなく前代取の裁量権の範囲内で出資したということは理解はできないということとそのときに併せて言ったということ聞いております。

中村博行委員長 差入保証金について、途中から投資というふうな言葉が出て、そうしたのはどういうずれがあったのか。差入保証金と投資のずれはどうして起こったというふうにお考えですか。

河口経済部長 投資ということでございます。投資という言葉が出たのが平成31年の1月に提出されました税理士からの監査結果の指摘事項に基づきまして差入保証金についての相手方の聞き取りを行ったときに、その相手方がそもそも投資の目的であったということを証言したことによって端を発したというふうに考えておりますが、中央青果としては一貫して経理上でもそうですけれども、差入保証金として処理を行っているということで前代取に私どもは聞き取りをしたんですけども、その中では投資としては認めていないということでございます。

中村博行委員長 差入保証金に関わる事業現場について、幾らか視察等々に御案内があったというふうに聞いてはいるんですけども、そういったなぜ行かなかったかということについて御回答ください。

河口経済部長 確かに他の事業現場につきましては、差入保証金を受けた業者のほうから農業法人といいますか、そういうところを見てほしいという

ことを言われたのは当然覚えております。ただ、決算書上は先ほど言いましたように差入保証金としておりますので、見に行くこともしておりません。

中村博行委員長 次に差入保証金について当事者等の協議はされたのか。

河口経済部長 差入保証金を支払った会社の方と開設者と取締役と前代取で差入保証金のことについてお話をいたしました。それぞれが差入保証金あるいは投資という主張をするばかりで、これはもう両方が相容れないものとして、そちらをずっと主張され続けたという事実がございます。

中村博行委員長 差入保証金の返還について弁護士の手指示によりに返還を求めなかったということがあったようです。この辺りについて御回答ください。

河口経済部長 差入保証金の返還を求めることについていうのは3月20日の取締役会で決定をされたということを伺っております。実際、このような状況の中でできるかということをお手先のほうにも相談させていただきました。そうするとお手先は、これは前も多分発言していると思えますけれども、取引がある間は返還を求めることができないという回答でございますので、それまでは返還を求めないというふうにしておりました。

中村博行委員長 次のお答えがあったことに関連するんですけども、いつも出てくることですが、昨年の3月20日の取締役会ですが、この取締役会では一度返還を求めて、改めて差入保証金とするような協議がなされてそれが決定したということであつたらうと思うんですけど、その件について。重なるところがありますが。

河口経済部長 先ほども同じように申し上げました。3月20日の取締役会では返還を求めるといふことしか出ておりません。ですから改めてって

うのはそういう考え方もあるということは内部では話をしておったところはありましたけれども、取締役会では返還を求めるということのものでございます。

高松秀樹委員 この差入保証金ってそもそも何に対する保証金を差入保証金ということになるんですか。

多田農林水産課参与 この差入保証金というのは市場へ出荷奨励するものでございます。出荷してもらうときにバイヤーが買い付けたりしたものを出荷する場合、また生産出荷者が出荷する場合の2種類がございます。当時は山陽小野田市場、中央青果自体は箱物を中心とした相対取引を中心としておりました。そのことによって相対取引の増ということは、出荷物を多く出荷してくださいと、出荷物を確保するためにお金が必要よねという原資として使ってもらうのが本来の差入保証金の目的だと理解しております。

高松秀樹委員 日本語からしてこれは例えば、卸が差入保証金を出すんですけど、その相手の会社からするとお金をもらえない場合の保証として、先にこれだけ上げときますよと。だからちゃんと取引してくださいねっていうお金というふうに僕は理解していたんですが、そういうお金じゃないんですか。

多田農林水産課参与 その意味合いも十分に含んでおります。

高松秀樹委員 その意味合いも含んで今多田さんが言われたことも含まないと整合性が説明できなくなるんですよね。これ差入保証金だったのか、投資だったのかっていうと形式的には差入保証金ですよ。勘定科目を差入保証金で出しているんですけど。でも実質的には投資扱いになっていますよね、相手方からすると。そこをやってもしようがないんで。僕が聞きたいのは、この1,500万円の差入保証金は、取締役会総会で承

認を得ていると、市の関係者も知っているという話だったんです。差入保証金でもいいんですよ。でも1,500万円って違和感がある数字だと思うんですよ。何でそこでこれどうなのって話にならなかったのか、それともなったのか。それをまず教えてほしいです。

多田農林水産課参与　そもそも、1,000万円の差入保証金の件につきましては冒頭の御質問で部長が答えたとおりでございます。平成25年度の決算において初めて差入保証金1,000万円という科目計上がされたわけでございます。この計上された平成25年度決算につきましては、平成26年の5月の役員会及びそのときの株主総会に提示された時点で初めて差入保証金という科目計上をされたという認識を持っております。したがって、市がその差入保証金の1,000万円を認知したのは平成26年度の当職である役員ないしはその事務関係者で初めて認識されたものと理解しております。したがって、今申し上げたことの意味することは、私も役員でございましたが、その当時の役員に差入保証金についての相談があったという認識は持っておりません。

高松秀樹委員　そのときに思っていなかったんですけど、1,500万円が差入保証金だと分かりましたよね。その当時の差入保証金というのは200万円とか、100万円とかっていう話だったというふうに記憶しているんですが、これ誰がどう考えても非常に大きいですよって話になったんじゃないんですか。そのときはどういうふうに思われたっていうか取締役の皆さんはこのままもう黙っておこうという話になったんですか。それともちゃんと処理する必要があったということになったんですか。恐らく差入保証金の問題はこの金額の問題のみになるんじゃないのかなって感じがします。そこはどうですか。

河口経済部長　多田参与が言いましたように平成25年度、26年度になってその辺のものが出てきて、市から出ている役員、取締役としては多い少ないも含めてその認識が多分なかったんだろうということで承認をして、

それから株主総会でも皆さんに御了承いただいたということになろうというふうに思いますので、それ以降、差入保証金のいろんな話が出てきた中では金額的なものとして1,500万円というのはやっぱり大きな金額であろうと。これは差入保証金として妥当な金額かということについても協議する中で実際はいろいろ方法があろうと。一遍返してもらって、またちゃんと差入保証金としてお渡しするというのも一つの方法だろうということもありますし、1,500万円の一部を返納していただいて、返していただいて妥当な金額の保証ということというのを考えてもきたというふうに聞いておりますので、その辺をやっていこうというときにいろんな相手方に対して御協議を申し上げようといったところもあるんですけども、その辺は受けていただけなかった部分もあるんですけども、協議をしていこうとしたときに破産という形を取ったということになりますので、事後になりますけども金額については疑問があったということは、内部で協議をしたところでございます。

高松秀樹委員　もう今となってもう遅いんですが、差入保証金については、この話を聞いても基本的には投資だという認定がされるべきものだと思うんです。それを今言ってもしょうがないんですが、差入保証金が勘定科目なので、破産管財人に付いてますよね。これは回収対象になっているということですか。

河口経済部長　詳しいところまでちょっと聞いておりませんが、差入保証金というのは返していただくお金というふうな認識は持っております。差入保証金について、どういうふうなお金の流れなのかっていうことも管財人が見ておられるみたいでございますので、またその結果、出てないようでございます。

岡山明委員　基本的な部分で申し訳ないんですけど、この差入保証金の相手先ですよ。これはあくまでも売買参加者は差入保証金の対象業者になるという状況ですか。

多田農林水産課参与 基本的には、売買参加者としてではありません。出荷者としてです。

岡山明委員 出荷者となるといろいろな形がありますよね。民間の売買参加者の方が対象にもなるということですね。

多田農林水産課参与 先ほど申し上げたんですけども生産出荷者も出荷者です。それからバイヤーを通じて物品を出荷されるのも出荷者になります。

岡山明委員 確認の意味で県外であろうと県内であろうとそういう青果市場に出荷する可能性があれば、差入金を出してもいいということですね。

多田農林水産課参与 できる規定だと認識しております。

森山喜久委員 言葉の説明で再度補足を頂きたいんですけど、差入保証金と出荷奨励金、その違いは何でしょうか。

平農林水産課農林係長 出荷奨励金という言葉の定義でございますが、こちらもお出荷者に対してお支払するものでございまして、その目的としては出荷を誘引するためというふうに定義をされておるものでございます。

岡山明委員 出荷奨励金という表現で差入保証金を出せるという状況であればある程度、新しくそういう施設を投資するような形でやった場合、今までそういう売買の契約はないけれど将来性があるという状況になれば、いろいろ出荷奨励金の意味合いで出荷者に差入保証金を出せるということになりますか。将来的にこの事業は可能性としては、必ず儲かるという状況であれば、今まで売買してなくても今後の将来性があるということで差入保証金を出せるという解釈でいいですか。

中村博行委員長 先ほどあった同じ回答でしょう。できる。勘定科目は差入保

証金しか載ってない。自主的に投資であったかというような考え方も当然あるわけで、ただ勘定科目としてはこれしかないわけ。言葉の意味合いはやめましょう。

森山喜久委員 差入保証金の返還の関係なんですけれど、先ほどの弁護士の指示によって返還を求めるのかって話なんですけど、相手方からは実際、差入保証金の返還をしたいというふうな申入れ、1,500万円を返したいというふうな申入れがあったのかどうか、教えてもらえますか。

多田農林水産課参与 差入保証金の受託者につきましては当初面談したときには即金で返しますと言われました。後に市場の正常化という題目の下、市場問題に部局もまた議会の皆様方も取り組んでいただいたわけですが、その間に二転三転しております。差入保証金であるということを認めた時点、当初は認められて返すと言われました。差入保証金を受けられた後に差入保証金であるという契約書に署名なつ印をされております。ただ、このことについては双方で言い分が異なっております。書類上であれば、書類上有効であるということが確認しております。したがって、差入保証金として、中央青果の財産として勘定科目上、差入保証金として上がっております。その後に投資なんだと。部長も申し上げたと思いますけども、お金の流れ、それと実態を見ると投資的使用されたものであろうということは考えられますが、会社としては財産として持っておりますので、科目財産であるものを投資という逆のマイナスで使ってしまったというお金に科目変更なんて当然できないわけでございます。したがって、御質問の返すということがあったかという点、現時点ではございません。

中村博行委員長 それでは次に産地偽装について、これに入りたいと思います。この産地偽装、刑事、民事あるんでしょうけども、この報告については承知をされていたかという点ですが。

河口経済部長 経済部長 産地偽装についての報告の関係でございますが、前代取からでございますが、この産地偽装に起因しての当事者との取引停止をするという訴えについての話は聞いております。

中村博行委員長 その結果、刑事のほうで決定がなされたようですけども、今後の対応についてはどのようにされますか。これについてお答えを。

河口経済部長 裁判についての決定ではなく、中央青果が取引先である民間会社の産地偽装で告発した件で不起訴になったということであると考えていますが、会社間の問題でございますので市としては、これについては何らかの対応を取るという必要はないと考えております。

中村博行委員長 それでは皆さんのほうからこの件について。

高松秀樹委員 部長は、市としてはもちろんやけど取締役として答えてもらわんと先に進まんよ。それはきちんとやっぱり、施行令に基づいて答えてほしいですね。そもそもこの産地偽装って一体何ですか。もう少し詳しく。どこがどこっていうのはいいんですけど、内容を。

河口経済部長 実際とは違う産地名をうたった青果物を買受人のほうに持って行ったと。

中村博行委員長 具体的に言えますか。

平農林水産課農林係長 ある出荷者の方が県外産のミカンか何かだったかと思うんですけど、県外産のものを県内産と偽って小野田中央青果に出荷をしたというのが概要でございます。

高松秀樹委員 それが不起訴になったということですけど、不起訴以上は内容は分からんよね。何なのかとか、こういうのがあったのかどうなのか分

からない。

河口経済部長　今言われるように刑事事件の不起訴っていうのはそちらのほうだと思います。うちのほうにもどこにも連絡がない、ないのが当たり前なのかも分かりませんが、弁護士を通じても話が見えてこないというような状況でございます。本当に分かってない、その不起訴すら。お話が皆さんからあることで、知らせていただいたような形でございます。

高松秀樹委員　この相手方から中央青果が逆に訴えられたって話も聞いておったんですが、そういう事実があったんですが。

多田農林水産課参与　私が知っておる範囲では、刑事事件につきましては産地偽装ということで、今の経緯で調べられた。調べられた相手方は名誉棄損で訴え返した。それに対して、今度は中央青果のほうで、それに対応したということは、中央青果の弁護士から直に聞いてはおります。

高松秀樹委員　そうしたらまず、名誉棄損事件については何か結論が出ているんですか。それと今多田参与が刑事事件においてはって言いましたけど、民事で何か裁判を抱えていらっしゃるんですか。

多田農林水産課参与　起因するものは産地偽装に基づくものですが、民事のほうは産地偽装をしたと主張した相手と契約取引はしませんよという申立てをしております。それが民事事件です。起因するのは両方とも産地偽装なんですけども、刑事のほうは産地偽装についての審議。民事のほうは産地偽装に基づいた、信用取引ができないというところから契約取引はもうしませんという申立てをしております。それに対して相手方は民事のほうでは損害賠償請求を打ち返してきております。それに対して、それならということで中央青果がまた相手に対して損害賠償請求をしておるといのが民事裁判だと認識しております。結果として中央青果が倒産という形で今、破産管財人が入っております。その破産管財人が民

事裁判を受けるか受けないかは、管財人の自由だそうです。その結果について代取のほうに確認をしていただいております。破産管財人になるとその民事裁判の弁護士に確認してもらっておりますが、それに対する結論はこちらにまだ報告はされておられません。

中村博行委員長 いずれも分からんということやね。他の税理士さんに依頼をされた件についてですが、まず当初、経営分析という名目が結果監査であったということについて、監査役はこれを了承していたかという点ですが。

河口経済部長 取締役が監査役に直接お話をし、御了承いただいております。ということでございます。

中村博行委員長 令和元年12月22日付の検査報告書について前社長に対して聞き取りはされたかということですが。

河口経済部長 これにつきましては、私が委員会の中でお約束をさせていただきました。たしか2週間以内に行きますということでお話をしました。代取と私、御自宅に参りまして面会をしようと思いましたが、面会ができない状況でございましたので、お会いすることがなく帰りますと言って帰ってきたわけでございます。訪問する前にも前代取の協力要請ということで、いろんな場面でこちらに足を運んでいただけないかとかということで代取のほうから前代取に文書や口頭でお話をした中では、代理弁護士の方から、そのような協力はできないと、そういう協力を願うことはおかしいんじゃないかというような文書が届きまして、これについて一応お伺いしたんですけども、もちろん弁護士に相談したところ、そういうふうなことであれば、話していただけないだろうということがありましたので、そこで聞き取りは行ってなかったということでございます。

中村博行委員長 前社長の辞任について、これは以前にも回答があったんですが解任なのか、交代なのか。この辺り、進退伺いを出される1年前から市の関係者と前社長との間に信頼関係がなかったということですけど、その実情についてお答えください。

河口経済部長 社長の辞任につきましては、解任ということでありまして。登記簿上においても当然解任というふうに記載しております。進退預けの発言があったということを知っておりますので、取締役会において解任としたというふうに聞いております。信頼関係につきましては築けなかったと言わざるを得ないというような状況ではございました。

高松秀樹委員 監査報告書と検査報告書がきているんですけど、まずずっと気になっていた総勘定元帳への記載漏れ6件がありますとうんぬんありますよね。そういうことも含めて帳簿の精査は現在どうなっているのか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今、市場にて書類を精査しておるといのか集計をしておるところでございます。5月の連休明けから作業に入りまして、今6月、1か月、2か月たっておりますが、実際の平成30年度の月数で言うと今2か月から3か月の間での集計が済んでおるところです。今後1年間の集計をしてその内容について確認していきたいというふうに思っております。

高松秀樹委員 今2か月、3か月済んだということですが、どういう状況なんですか。私が委員会で聞き取りした結果、全部書類がそろっておりますと、全部電算で打ち込んでいますと。こういう話を私は聞いておるんですが、現状はどうなんですか。

多田農林水産課参与 現在は伝票から起こしています。伝票と日報、月報、年報とありますけども、まず日報に起こします。それで日報に起こしたものをまとめたものは電算上と月報、年報という形で必然的に打ち込まれ

ますので、実際の伝票と日報を精査を掛けております。それで一月単位で出てきます。総勘定元帳のその月分の記載の分と伝票上で上がってきた月報との突き合わせ、そこに不整合が出てくると記載漏れなのか、そうでないのかという論議が出てこようかと思えます。これは臨時職員さんによって単純作業をして、終われば場長が月単位で総勘定元帳との整合を取りつつあると。そこに何か違和感があるものがあるかないかっていうことについては、まだ作業中であって報告は受けておるところではございません。

高松秀樹委員 我々は書類を見てないからなかなか分かりづらいんですけど、例えばまず振替伝票、入金伝票、出金伝票、売上傳票、こういうのが存在をまずしていますか。（「存在してます」と呼ぶ者あり）なら請求書、もちろんありますよね。現金の出納帳、預金出納帳はありますか。（「あります」と呼ぶ者あり）売掛帳、買掛帳はありますか。（「あります」と呼ぶ者あり）これあれば全部そろっているんですよ。全部そろっているはずですよ。でも、検査報告書ともう一つ見ると、何かそんなふうには全く書いてなくて、さらに今やっと2、3か月進んだとこですと。やっぱりそんな時間が掛かるんですか。100億円ぐらいの売上げがあるような会社のような気もせんことはないんですけど、何でそんな時間が掛かるのか教えてもらえますか。

多田農林水産課参与 現実問題として、伝票はばくだいなものがあります。それを電算で打ち込んだ物と伝票を全てチェックをしていきますので日々のものを月30日と考えても、ばくだいな量があります。不慣れな部分もあって時間が掛かっておったようですけども、今日も市場に行ってきて、作業していただいております方とお話をする中、慣れてきて大分スピード感が出ましたよという御返事は出てきています。そもそも桑原税理士から平成30年度の決算について違和感があるという報告書を受けた中で、桑原税理士の進言の中に、伝票からチェックせんと駄目だということから、総勘定元帳というのはシステムと連動しておりません。して

いないので元帳との違和感があるんじゃないかと。伝票から起こした日報、月報、年報というのは連動しているので、そこがチェックできれば総勘定元帳の違和感が明白になると。ただし、時間は掛かるという進言を受けて、遅いとは思いますが、作業に入っているというところですよ。

高松秀樹委員 引き続きしっかりやってほしいと思います。平成31年度の決算分については、これはもう既に破産管財人のほうでということになるんですか。もう決算時期が大分過ぎていますが、今後どうなっていく予定ですか。

河口経済部長 令和元年度の分につきましては、今言われましたように、破産管財人のほうで、申告の関係もあつたりしますので、そちらから委託をされた税理士のほうが決算書の作成をしておられます。いろいろ書類がたくさんあるようでございまして、資料もそろえながら進んでいるということはお聞きしております。まだ完成をしてないと聞いておりますので、完成をしたときにはまた御相談に行きたいと思っております。

高松秀樹委員 ということは青果販売も今同時にやっておるということになるんですか。

河口経済部長 青果販売につきましては、4月、5月の2か月分になると思いますので、それも当然入ってくるというふうに思っております。

高松秀樹委員 ということは中央青果はその精査が済んだ後にしっかりした決算書がもう一回出てくると思っていいんですか。

河口経済部長 決算書は出来上がるというふうに思っております。あとは先日も議会のほうで行政報告という件で報告をしないといけない部分もあるというふうに思っております。完成した暁には、管財人とまだお話をし

つつありますので、完成したときにその辺のお話をして行政報告ができるような状態を作っていきたいというふうには思っております。

岡山明委員 今、調査されているのは何年の調査なんですか。その部分に分らなかったんですが。

河口経済部長 うちが職員さんを雇ってやっているのは平成30年度の方でございます。

岡山明委員 桑原税理士の報告書が出ていますよね。これは平成30年度の決算を検査されているという状況で平成30年度ですよ。もう一つ、令和元年の部分もあると。2年分を今調査しているという状況ですか。

河口経済部長 平成30年度は税理士のほうから御指摘がありましたので、今その調査を伝票めぐりながらしております。平成31年度は、普通であれば3月締めでございますので、5月末までには申告も含めてしていかないといけないんですけど、破産しましたので管財人さんが計算書を作成しておられるということでございます。

森山喜久委員 私自身は他の税理士に依頼という前に、もともと県と合同調査をしてくださいと平成30年9月議会で発言させてもらって、そのときに県と一緒に立入調査であれば、今言われた伝票チェック、伝票とか仕切伝票とかチェックする、業務検査そして財務検査、条例遵守の状況、そういった三つの項目についてきちんと把握できるから、それをしたほうがいいんじゃないかと指摘させてもらったんですけども、この間結局、その分はなしという状況の中でほかの税理士に依頼して検査報告、監査報告となっているんですけど、去年の7月とかも委員会の中では調査しますとかそういったところを調べますって、伝票等についても実施しているというふうな答弁もあったと思うんですけど、結局去年は伝票を一切何もしてなかったということによろしいのでしょうか。

河口経済部長 昨年度、昨年7月ぐらいの発言したことについてはその伝票を平成30年度の動いているものについては、場長のほうでもチェックをしていきますということでお答えしたんじゃないかなというふうに思っております。今みたいな平成30年度を全部いちいちやるという作業は、そのときにはしておりません。

宮本政志委員 平成30年度はもうちゃんと申告されたんでしょ。

河口経済部長 当然平成30年度は申告しておりますが、それで税理士のほうからいろんな指摘があったので、これをもう一遍見直していかないといけないということで、うちで判断した中で、今、見直している最中です。

宮本政志委員 さっき令和元年度の決算の関係をおっしゃっていましたが、平成30年度にも修正が多くあったら修正申告が発生する。そうすると令和元年度の申告っていうのも全て修正っていう流れなんですか。

河口経済部長 うちとしてもその範囲の見直しをして、申告の修正を当然しないといけないと思っています。それが当然、令和元年度の分にも響いていこうとは思っています。それは理解しております。

宮本政志委員 そのことが、平成30年度と令和元年度の大きな修正があったことに中央青果の今の破産の流れっていうのは別に影響が出ませんか。

河口経済部長 破産の流れとしてはないと思っています。債権の関係で破産管財人に間に入っていて、借りたもの貸したもの、売掛金、買掛金は数字としてはそこが相手が出てくることも含めてになるんじゃないかなというふうに思いますので、直接はないんじゃないかなというふうに思いますので、はっきりしたことが言えなくて申し訳ないんですけどそういうふうに思っております。

宮本政志委員 大きく影響を受けないと思っていますってことでいいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

中村博行委員長 それではここで若干の休憩を挟みたいと思います。それでは、35分まで休憩したいと思いますので、ここで暫時休憩入ります。

---

午前11時25分 休憩

---

---

午前11時35分 再開

---

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして委員会を続けます。それでは次の件に入りますが、まず前社長が中央青果が約1,800万円を貸し出しているということは、もう既に確認済みですか。

河口経済部長 前取締役が1,800万円の貸付けをしているということで、確認でございますが、これは開設者と監査役で前代取とお会いしていただいて会社の当座預金、それから前代取の個人通帳までも見ていただきまして、数字の整合性を図ったところでございます。小さい数字を全部までということではできませんでしたが、おおむねの貸出金額についての累積は確認できたところでございます。

中村博行委員長 前社長が複数の金融機関への借入れに対して連帯保証人になっていると。辞任後に名義変更をしてほしいと言ったが、されてないということであるようですけども、このことについてお答えください。

河口経済部長 代取が交代したということで金融機関に出向きまして連帯保証人の名義変更について、金融機関と話をしましたところ、金融機関からは変更はできない旨のお話があったと。理由といたしましては訴訟等があるためということ聞いております。この後弁護士にもこういうことが本当にできないのですかっていうことで確認をしたところ、連帯保証

人を決定するのは、金融機関であるということですので、機関がオッケーが出なければ変更することができないということをお聞きしておるところでございます。

中村博行委員長 次に自動車リースの保証人の変更についても同様であるようですけども、このことについて。

河口経済部長 このことにつきましては認識の不足があるかもしれません。名義変更が必要かどうかということも、当然代取交代後にするのであればすべきものだったのかもしれませんが、そこまでのことができていなかったということは、確認をしているところでございます。

中村博行委員長 要するにこのことについては認識がなかったということですか。退職金目的で生命保険に加入して退職時に540万円プラスアルファというのが充てられるようになっていたようですが、これが現在保留になっているということについては。

河口経済部長 退職慰労金でございますが、これの支出については株主総会での決定が必要でございます。8月19日の臨時株主総会におきまして、退職慰労金の取扱についてこのような財政の状況の中ではこの退職慰労金を経費の一部として当てていくこととして、当面の間、支払を保留するという事を総会、臨時総会のほうで決議をいたしたところで保留している状況であるというふうに聞いております。

中村博行委員長 株主総会で決定されている事項ということでいいですね。この1年間で負債が大幅に増えている。この原因というのは以前から言われているんですけども、この辺りを再度確認の意味でお答えください。この1年間で社長が代わられて負債がかなり増大したという大きな原因です。要するに、社長が何もしてなかったとか、努力が足りなかったかというようなことも含めた中で、その原因について。

河口経済部長 負債につきましては平成30年度での負債は1億1,000万円でございます。令和元年につきましては議会のほうでは1億3,000万円程度であろうというふうにお答えはしておるところでございますが、1億4,000万円ぐらいになるのではないかとこの予測をしているところでございます。これにつきましては3,000万円程度増えたという現状がございます。確かに買掛金等の支払等ができてない状況がございます。一般管理費のほうで利益のほうを回していくということも当然ございましたし、取扱高が思った以上に増えてないというのが大きな要因だと思っております。

中村博行委員長 第三セクターを市が潰すなどあり得ないというお話をよく聞いておりますが、この件についてお答えください。

河口経済部長 以前もお話をさせていただきたいと思いますが、中央青果につきましては市が潰したということではなく、財政状況を考えた中で、取締役会において特別議決をすることによって、破産の申立てをするということとなって、それについては市のほうに報告をしたということでございます。

高松秀樹委員 借入金のことなんですけど、政府系の金融機関とか民間金融機関、ここに書いてある1,800万円を中央青果に出したり、退職金の未払い、自動車リースの連帯保証等のことについて委員会での聞き取りでは執行部なのか取締役会の役員になるか分かりませんが、これは全部切り替えたというふうに言われたと。しかし今、現実には切り替えられてなかったんだというようなお話があったんですが、それは結局、真実ではないということになりますか。

河口経済部長 今言われた高松委員が言われたことについての認識はございません。

中村博行委員長 名義変更するとか、したとかいうことは言っていないということですね。

河口経済部長 当然、名義変更するものだというふうに思っておりまして、先ほどのリースのほうはちょっとうちのほうが分かってなかったというのは事実でありますけども、金融機関の連帯保証人については当然、代取が交代したのであれば、交代するべきものだというふうな認識はあって、金融機関に話をしたと。そうすると金融機関のほうからこういうお答えがあったということでございますので、そういう意識はあったんですが、それを替えたとかっていうこと、言ったか言っていないかというのは、私は認識をしていません。代取がどういうふうな言い方をされたかは分かりませんが、一応、私はそういう認識は持っております。

高松秀樹委員 次に社長が交代してからここに書かれているように、借金が四、五千万円増えている。売掛も買掛も増えたんですね。それで先ほどの話では今、一生懸命会計の処理をしていますと、やっと2、3か月分が済んだところとお話がありましたが、そもそも深井社長を始め取締役の方々はこの1年間何をされておったというふうに理解してますか。

河口経済部長 この1年間につきましては、代取が交代してからですけれども、取締役会の記録を見ても代取は経営ができるような方と交代するまでということで話をしているという状況がありまして、それから当然取扱高を増やして行って利益を上げていかないといけないということもありましたので、それをどういうふうにしていけばいいかということで取締役会の中でも、協議をされたというふうに聞いております。そのためにはまずは代取の交代については、いろんな方にこれも何度も同じことを申し上げますけども、いろんな方に声をかけて相談をしておりまして、財政状況を見ていただいた中で初めは個人の方に社長交代をお願いできんかということで、いろんなつてを使ってお話をしていきました。そのうち業者のほうでもそういう話が段々上がってきましたので、各それぞれ

の方と折衝する中でこういう状況ではできないかとか、いろんな折衝した中でうまくいくかというふうに思ったときに事情があってできないというふうな回答を頂いた中で、社長交代、会社を改善していくということができなかつたと。後は取扱高を増やしていかないといけんというのはなかなか本当に難しいことで、入り口と出口をちゃんとしていかないといけない、特に出口については買受人さんがスーパー等も含めて、再開等も含めてしていただけないかということをお願いにも行ったところですが、なかなかそこがうまくいかなかったという現状がありました。まだ十分なことはできてなかったとは思いますが、そういうふうな考えを持って1年間取り組んできたところでございます。

高松秀樹委員 深井社長がワンポイントリリースだったっていうのは皆さん分かっているんですよ。今つらつら言われましたけど、経営陣、中央青果の執行サイドの責任の話をしているんです。結果どうなったかってここに書いてあるとおり、売掛も買掛も増やしたというような借金を増やしていったと、最後は倒産になったと。さらに、今さっきの最初の話戻るとこれ廃止の可能性もあるって話になるんですよ。結局一体何をしたんだろうかって。何となく彼が潰したんじゃないか、また取締役が潰したんじゃないかっていうふうに思わざるを得ないんですよ。今総務のほうで地方公務員法違反のうんぬんを恐らくやっていると思うんですけど、深井社長はその絡みから言うと8時半から5時15分までこっちでしっかり仕事をすると。それ以外の時間で中央青果の売上げを上げたり伝票整理をしたりするっていう話ですけど、そういうことをしっかりやれていたとは全く思わないんですよ。彼が朝まで働いたっていうふうに思っていないし、結局汗かいてなくて、しわ寄せがどこに行ったかと言うと取引業者とか市民サイドに行っているじゃないですか。そこで深井社長の責任はどうかっていう話を僕はしたかったんですけど、河口部長は本人じゃないんで、そこは恐らく分からないかもしれませんが、分かる部分があれば言ってもらいたいし、分からなければまた次のステップに入るのかなっていう気はしております。

河口経済部長 代取としても役員としても何をせんにゃいけんかっていうことを目標に、当然潰すということは考えることなく、これをどう展開して、新たな代取、運営がしていただける方に交代できるか、そして中央青果がやっつけられるかどうかということがまず目標でございました。取扱高を増やすこともその一つであります。そういうことを深井社長については公務がありながら昼休みも行ってお金の調整をしたり、時間外には書類をそろえたりということをしていたというふうに私は見ておりますが、確かに営業的なものというのは大変難しいだろうというふうに思いましたし、いろんな取扱高を上げるためには、市と一緒に協力してその大手スーパーさんとかにも伺った中でお願いをしてきたところがございますが、それがかなわなかったということもございます。回答にはならないかもしれませんが、十分かと言われるとできることをやっていたということになりますけども、その辺で対応していたということしかここでは申し上げることができません。

高松秀樹委員 苦言を呈するようになりますけど最後十分かと言われるとっていうことになりましたけど、これ結果論からいくと全く十分じゃなかったじゃないですか。ずっと我々も委員会でいろいろやっていますけど、どこにも十分な結果、十分という言葉が出る自体がもう全然、理解が乏しいんじゃないのかなっていう気はします。営業的なものもそうでしょう。公務員ですからそうなんですよ。それは分かってワンポイントでリリースされたんでしょ。ということは河口部長に言ってもしょうがないんですけど、社長がしっかりそれやらないとやっぴりまずかったなど。帳簿の整理にしても今一生懸命皆さんが汗をかかれていますのは事実なんですよ。何でそれ一つできないんですか。総会を無理やり通したじゃないですか。平成30年度の総会も。ここでいろいろ総会の資料は委員会の度に提出されていますけど存在し得る、過去に遡って取締役会と総会の会議録を委員長、是非請求をしたいと思えますけど、いかがでしょうか。

中村博行委員長 それは可能ですか。大丈夫だよね。

河口経済部長 対応していきたいと思います。

中村博行委員長 確かにこういう結果、結果が一番大事指摘されると思いますしその辺はよく考えて発言をしてほしい。ところで先ほど1年間で四、五千万円というふうな具体的な数字がありました。実際この人件費と一般管理費が年間どのくらい掛かるか、金額を言ってもらえますか。

河口経済部長 大きな数字で申し訳ありませんが、平成29年度につきましては、取締役がおられまして報酬がありましたので、約4,800万円程度でございます。平成30年度も同じでございます。平成31年度は報酬の800万円がありませんので、4,000万円程度になろうかなというふうには思っております。

中村博行委員長 そうすると固定経費だけでそれぐらい要るわけね。

河口経済部長 決算上でいう経費は一般管理費は平成30年度で4,800万円程度ということです。

森山喜久委員 平成29年度も同じような金額ですか。

河口経済部長 4,350万円程度でございます。平成29年4月から平成30年の3月31日です。

高松秀樹委員 その同じ期間の利益が幾らですか。

河口経済部長 平成29年度につきましては、46万円の黒字利益でございます。

高松秀樹委員 閉鎖する前の赤字は幾らですか。

河口経済部長 閉鎖したときってというのは令和元年度になろうかなと思います  
が、そこはまだ決算書を頂いておりませんので分かりません。

高松秀樹委員 言い方がまずかったね。利益ではなくて貸借対照表も含めての  
利益が幾らになっているのか。要は売掛とかいろいろあるでしょ。買掛  
とかを差し引いての。つまり深井さんが社長になったときに、その前の  
年が幾らやったのかっていうのを知りたいんです。

河口経済部長 貸借対照表の部分ですよね。純資産の部の合計が…

高松秀樹委員 僕が言いたいのは、深井社長が就任したときに既に自転車操業  
の状況じゃなかったんですかということなんですよ。そうでしょ。とい  
うことはこのまま行くと倒産に近づいていくって、普通の人は誰でも分  
かる話なんですよ。のうのうと経営の椅子に座っていて順風満帆じゃな  
いっていうところで彼は行かれたわけでしょ。そうしたら、それなりの  
経営改善とかいろんなことをしていかなきゃならない。それをしたって  
いう話はいまだかつて1回もしたことないわけでしょ。結論から言う  
とないんですよ。今さっき部長が深井社長はいろいろ営業活動に行かれま  
したというようなことをちょっと言われましたよね。どこに行かれたの  
か教えてもらえますか。何十か所行かれたのか。何百か所行かれたのか  
言ってもらえますか。

河口経済部長 何百か所ということはないんですけども、営業っていいですか、  
そういう大手スーパーさんとお話したのは、大きいスーパーでは二つほ  
どお話をして、一つについては2、3度話を伺っているというような状  
況でございます。

高松秀樹委員 多くは言いませんけど二つお伺いして、この二つは倒産前に取

引状態にあったんですか。ないんですか。

河口経済部長 一つはその前にもう取引を控えておられたのでありませんけれども、一つは取引状況があって若干でございますが、取引額が上がってきたということでございます。

高松秀樹委員 言いたいのは、結局、今二つって言われましたけど、売上げ147%アップの事業計画書を僕らに提示されたんじゃないですか。そのためにはどうしていかなきゃいけないって代取は考えていかなきゃいけないんですよね。それまでの会計状況を見て自転車操業で赤字やったんじゃないんですか。要は払うお金を払ってなかったわけでしょ。それを分かっているこういう状況になったから、僕たちは代取の責任はどうですかって話をしている。そこはやっぱりしっかり河口取締役も認める必要があると思いますけど、責任はないとお思いですか。

河口経済部長 私も取締役であることも含めそういう知識的なものがないということによってのというようなことでの迷惑を掛けた部分があるというふうには思っておりますが、そこがしっかりそういう知識があったり、経験のある方であれば、そういうことを少しでも回復していくとかということもできたのかもしれない。

中村博行委員長 この件については今のところエンドレスということになるかどうかと思います。関わりは分かりませんが、債権者集会もあるということでもありますし、今の関係者との説明会等も含めて先ほど言いましたフローチャートも求めていますし、高松委員から御指摘あったように過去の議事録の提出を求めたいと思います。ですから。それによって今後の委員会がまだ続く認識をしていただけるようにお願いします。それでは、これにて産業建設常任委員会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午後0時2分 散会

---

令和2年7月2日

産業建設常任委員長 中 村 博 行